

# 介護老人保健施設運営規程

医療法人北寿会

介護老人保健施設 アップル学園前

# 介護老人保健施設運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営方針

### (目的)

第1条 この規程は、医療法人北寿会 介護老人保健施設アップル学園前（以下「施設」という。）の運営管理に必要な事項を定め、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）の基準原理に基づき、老人の自立を支援し、その家庭への復帰を目指すことを目的とする。

### (運営方針)

第2条 施設は、前条の目的を達成するため次のことを方針として運営されるものとする。

- (1) 施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰をめざすものでなければならない。
- (2) 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。
- (3) 施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- (4) 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (5) 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅・介護予防サービス事業者（居宅・介護予防サービス事業を行うものをいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### (事業所の名称など)

#### 第3条

- (1) 名称 介護老人保健施設 アップル学園前
- (2) 所在地 奈良市中登美ヶ丘4丁目3番

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の定数)

第4条 施設に次の職員を基準を満たすために必要と認められる数以上おく。

(1)	医師	1名
(2)	薬剤師	0.33名
(3)	看護師、准看護師	9名
(4)	介護職員	25名
(5)	支援相談員	1名
(6)	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	2名
(7)	栄養士又は管理栄養士	1名
(8)	介護支援専門員	1名
(9)	事務職員	1名

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次の通りにする。

- (1) 施設管理者は、施設の従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければならない。
- (2) 施設管理者は、従業員にこの運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- (3) 医師は、施設管理者の命を受け利用者の健康管理及び医療の処置に適切なる処置を講ずる。
- (4) 看護師・准看護師は、施設管理者の命を受け利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (5) 介護職員は、施設管理者の命を受け利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 支援相談員は、施設管理者の命を受け利用者などの相談業務を行う。
- (7) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、施設管理者の命を受け、利用者などに対する理学療法業務、作業療法業務又は言語聴覚療法業務を行う。
- (8) 栄養士又は管理栄養士は、食事相談、献立の作成、栄養量計算、給食記録を行い調理員を指導して給食業務に従事する。
- (9) 介護支援専門員は、施設管理者の命を受け、施設サービス計画の作成に関する業務を行う。
- (10) 事務員は、施設管理者の命を受け事務の処理を行う。

(勤務体制の確保)

第6条 施設は、利用者などに対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。
- 3 施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

### 第3章 施設の定員

(定員)

第7条 施設の定員は、一般入所者100人とする。(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を含む。)

(定員の順守)

第8条 施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて利用させてはならない。

### 第4章 利用者に対する施設サービスの内容、及び利用料、 その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資することを認める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得なければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 施設は、サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記録されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。



(サービスの利用と終了)

- 第11条 施設は、その身体の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。
- 2 施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。
  - 3 施設は、利用申込者の病状等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
  - 4 施設は、利用申込者の利用に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅・介護予防サービス等（法第七条第十八項に規程する指定居宅・介護予防サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
  - 5 施設は、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、これを記録しなければならない。
  - 6 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業員の間で協議しなければならない。
  - 7 施設は、利用者へのサービス提供に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所に際しては、居宅・介護予防サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第12条 施設は、法定代理サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該介護保健施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の総額から当該施設に支払われる介護保健施設サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。
- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
  - 3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
    - (1) 食費（おやつ代含）
    - (2) 居住費（個室・多床部屋）
    - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

- (4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
  - (5) 理美容代
  - (6) 前5号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者または家族に対し、当該サービス内容及び費用について介護保健施設サービス利用約款に掲載の料金に基づき説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(介護保健施設サービスの取り扱い方針)

- 第13条 施設は、施設サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。
- 2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
  - 3 施設の従業員は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
  - 4 施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(診療の方針)

- 第14条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病または負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
  - (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
  - (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
  - (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。
  - (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるもののほか行ってはならない。
  - (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。



(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

- 第15条 施設の医師は、利用者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。
- 2 施設の医師は、不必要に利用者のために往診を求め、又は利用者を病院、若しくは診療所に通院させてはならない。
  - 3 施設の医師は、利用者のために往診を求め、又は利用者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該利用者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
  - 4 施設の医師は、利用者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は利用者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該利用者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療をおこなわなければならない。

(施設サービス計画の作成)

- 第16条 介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
  - 3 計画担当介護支援専門員は、前項に規程する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
  - 4 計画担当介護支援専門員は、利用者の希望、利用者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、利用者の家族の希望を勘案して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
  - 5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（利用者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービ

ス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 計画担当介護支援専門員は、前項に規程する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - 一 定期的に利用者に面接すること。
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
  - 一 要介護更新認定を受けた場合
  - 二 要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

#### （機能訓練）

第17条 施設は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

#### （看護及び医学的管理の下における介護）

第18条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 施設は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 施設は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。



- 6 施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

#### (身体の拘束等)

第19条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当該施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

#### (虐待の防止等)

第20条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (褥瘡対策等)

第21条 施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する

#### (食事の提供)

第22条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。また、栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行わなければならない。

- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 施設は、常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行わなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第24条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 施設は、要介護認定の更新申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(その他のサービス提供)

第25条 施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

## 第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(栄養管理)

第26条 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取しなければならない。

食費は第12条に利用料として規程されるものであるが、同時に、施設は第22条の規程に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容の管理・決定できる権限を委任いただかなければならない。

(日課の励行)

第27条 利用者などは、施設管理者、医師、支援相談員、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、介護職員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第28条 利用者が、外出または外泊しようとするときは、所定の手続きをとって外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設管理者に届け出なければならない。

(健康保持)

第29条 利用者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り、努めて受診しなければならない。

(衛生保持)

第30条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。

(身上変更の届出)

第31条 利用者は家族関係などに変更が生じたときは、速やかに施設管理者または支援相談員に届け出なければならぬ。

(施設内禁止行為)

第32条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔しまたは楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。ただし、ラジオ、テレビ、レコードの視聴時間については別に定める。
- (3) 指定した場所以外で火気を使用すること。
- (4) 故意に施設もしくは物品に障害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- (5) 金銭または物品の頼み事をする事。
- (6) 施設内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること。
- (7) 無断で備品の位置、または形状を変えること。

第33条 施設長は、利用者が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行ったりして、共同生活の秩序を乱すことがあった場合には、適切な指示、指導を行い、さらにそれに従わないときは、身元引受人の承認を得た上で退出させることができる。



## 第6章 非常災害対策

第34条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難訓練を行うものとする。
- 3 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第35条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 第7章 その他の施設の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第36条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

- 2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
  - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力病院)

第37条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

- 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第38条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 施設は、重要事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第39条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

(秘密保持等)

第40条 施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護・介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第41条 施設は、居宅介護・介護予防支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護・介護予防支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。



(苦情処理)

- 第42条 施設は、提供した介護保健施設サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。
  - 3 施設は、提供した介護保健施設サービスの提供に関し、法第23条の規程により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
  - 5 施設は、提供した介護保健施設サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 6 施設は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
  - 7 施設は、苦情を受け付けるための窓口を設置するほか、苦情処理担当者について掲示し、その他介護保険の苦情窓口として奈良県国民健康保険団体連合会介護苦情窓口についても併せて掲示する。

(地域との連携)

- 第43条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 2 施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第44条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。



- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、利用者に対する介護保健施設サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。
- 4 施設は、利用者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(緊急発生時の対応)

- 第45条 施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合は、協力病院、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼しなければならない。
- 2 施設は、利用者に対し、施設における介護保健施設サービスでの対応が困難になった場合、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した時点で、他の専門的機関を紹介しなければならない。
  - 3 前2項のほか、施設入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事故等の急の場合で連絡がとれないときは、施設の判断で他の専門的機関を先に紹介を行い、その後ご連絡しなければならない。  
また、関係行政機関等、担当介護支援専門員等に、上記に関する報告、届出を行わなければならない。

(会計の区分)

- 第46条 施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第47条 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- (1) 管理に関する記録
    - ①事業日誌
    - ②職員の勤務状況、給与、研修などに関する記録
    - ③月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況
  - (2) 会計経理に関する記録
  - (3) 施設及び構造設備に関する記録
- 2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、サービス提供の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 入退所の判定に関する記録
- (2) 施設療養その他のサービスに関する記録
  - ①利用者などの台帳
  - ②利用者などの記録
  - ③診察、看護、介護、機能訓練などの記録
  - ④療養記録など療養に関する記録
  - ⑤施設サービス計画に関する記録
  - ⑥献立及び食事に関する記録

(その他)

第48条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

第49条 この規程は、平成12年4月1日より制定する。

改定後の第3条及び第6条は、平成12年7月1日より適用する。

改定後の第3条及び第6条は、平成13年6月1日より適用する。

改定後の第1条から第42条は、平成15年4月1日より適用する。

改定後の第1条から第44条は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日に改定する。

この規程は、令和5年12月1日に改定する。

この規程は、令和6年6月1日に改定する。